

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金③ (雇用拡充)

特定有人国境離島地域における創業・事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの**運転資金を最長5年間支援**

創業支援 (事業費600万円まで)

- 特定有人国境離島地域住民による創業資金(設備資金、運転資金)の支援
- Uターン移住者や地域おこし協力隊卒業者の創業資金の支援し、定住・定着を促進
- やる気がある若い人を後継者として事業を引き継ぐ場合(事業承継)の設備や施設の改修費等の支援し、廃業に歯止め

特定有人国境離島での開業件数 729件(経済センサス2014)→ 年間170件増加目標



廃校を活用した酒蔵などの生産加工施設や、古民家を改修して地元食材を使った料理を提供するカフェなどをオープン



旅行者に貸し出す自転車や釣り具、マリンスノーなどの道具を整備し、レンタルショップをオープン

事業拡大支援 (事業費最大1600万円まで)

- 新しく人を雇って生産能力の拡大やサービスの付加価値向上を行う事業者の設備投資資金や運転資金の支援
- 地元産品の販路拡大等のために地域外に設立した地域商社に産品を納品する地元加工場等の生産力拡大のための設備投資資金の支援(地域内での雇用増が必要)
- 島内の事業所がUターン者や地域おこし協力隊卒業者を新たに雇用して事業拡大を行う場合の雇い入れを支援し、定住・定着を促進

事業の概要

- (1) 事業実施主体
地方公共団体(都道府県又は市町村)
- (2) 事業実施者
 - ① 特定有人国境離島地域内に事業所を有する事業者又は事業所を設置しようとする事業者
 - ② 特定有人国境離島地域の商品、サービス等の販売を目的として事業を実施する者
- (3) 対象経費
 - ① 設備費、改修費(設備投資資金)
 - ② 広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、島外からの事務所移転促進費、従業員の資格取得・講習受講経費(運転資金)

※地域社会を維持するうえで特に重要と認められる事業については、1年毎に延長可能(最長5年間まで)

- (4) 事業費上限
創業支援:事業費600万円
事業拡大:事業費1600万円
※設備投資を伴わない事業拡大:事業費1200万円
- (5) 負担割合
国 1/2、地方公共団体 1/4、事業者 1/4

このほか、利子補給制度により、最大3年間の元金据置・実質無利子の融資で事業資金を支援

【交付金の流れ】

